

令和8年度 入札・契約制度の改正等について

1 条件付一般競争入札の対象範囲の拡大について

令和7年度において、契約課契約工事案件は原則一般競争入札、設計金額200万円超500万円未満の契約課契約コンサル(測量・設計等委託)案件についてはその一部を一般競争入札としていますが、入札における一層の競争性、公平性及び透明性の向上を図るため、**契約課契約の全案件について原則一般競争入札により発注することとします。**

なお、条件付一般競争入札により発注する案件の条件設定は、類似案件の入札状況等を踏まえて行います。

※設計金額400万円以下の工事契約及び設計金額200万円以下のコンサル(測量・設計等委託)契約は事業担当課契約

2 業者格付及び発注標準金額について

令和8年度の年間工事発注見込みや入札参加登録業者数などを勘案し、契約課契約工事の発注標準金額について、次のとおりとします。

営業種目	等級	総合評点	発注標準金額
土木一式	A	880～	4,500万円以上
	B	750～879	500万円以上9,000万円未満
	C	～749	4,500万円未満
建築一式	A	800～	4,000万円以上
	B	～799	1億円未満
電気	A	770～	2,000万円以上
	B	～769	7,000万円未満
管	A	770～	2,000万円以上
	B	～769	7,000万円未満
舗装	A	760～	500万円以上
	B	～759	3,000万円未満

共通事項：下請総額が建設業法に定める額以上と想定される案件については、特定建設業許可を有することを参加条件に設定する場合がある。

※変更なし

3 議会の議決に付さなければならない契約について

議会の議決に付すべき工事又は製造の請負について、3億円から6億円に改正します。

なお、本改正は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例」の施行日である令和8年4月1日以降に適用されますが、施行日前に議決を経て契約したものについては従前の3億円の基準額が適用されます。

4 入札時の内訳書（工事）について

建設業法等の改正に伴い、入札時の内訳書に明示すべき項目（材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費）を追加します。

本改正については令和8年7月1日以降に公告する案件について適用します。内訳書の様式等については、公告時の配布資料を確認してください。

5 工事請負契約約款の改正について

公共工事標準請負契約約款に新たに追加されたコミットメント条項（労務費の適正な支払いを行うことを約束し、必要な場合は書類の提示を求めることができる規定）を新設します。

第3条の2（新設）

（適正な労務費の確保等）

第3条の2 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

（1） 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

（2） 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

（1） 前項第1号の支払に関する書面

（2） 前項第2号の支払に関する書面 注 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第2号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

6 最低制限価格・調査基準価格（工事）について

契約課契約工事における最低制限価格の変更予定はありませんが、国の基準（「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（通称「公契連モデル」）の改定により、現在の最低制限価格等の範囲を超える場合、改正を行います。

【最低制限価格・調査基準価格（相模原市）】

直接工事費の97%+共通仮設費の90%+現場管理費の95%+一般管理費の68%
（ただし、予定価格の75%から95%までの範囲内とし、1万円未満切捨て）

【調査基準価格（公契連モデル）】（最終改正 R4.3.4）

直接工事費の97%+共通仮設費の90%+現場管理費の90%+一般管理費の68%
（予定価格の75%から92%の範囲内）